

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

2024年7月22日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号  
東北電力ネットワーク株式会社  
取締役社長  
坂本 光弘

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

別表第1 2. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 2. に規定する基準

発生 の 主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費 (汽力発電費及び内  
燃力発電費をいう。以下同じ。)、新エネルギー等発電等費、地帯間購入電源  
費 (調整交付金相当額を除く。)、地帯間購入送電費 (電源線に係る費用を除  
く。)、他社購入電源費 (調整交付金相当額を除く。)、他社購入送電費 (電  
源線に係る費用を除く。)、非化石証書購入費、送電費 (電源線に係る託送料  
及び減価償却費を除く。)、変電費 (電源線に係る託送料及び減価償却費を除  
く。)、配電費 (電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、販売費、一般  
管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃  
炉等負担金、社内取引費用、電源開発促進税、事業税 (調整交付金で手当さ  
れる事業税相当額を除く。)、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定 (貸  
方) を、送配電部門の費用に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について (令和 6 年 6 月 19 日  
20240617 電委第 1 号)」 2. (11) ②に規定する基準

2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準 2. に基づ  
き、次のとおり整理されていること。

(11) 販売費 ((1) により整理されたものを含む。) は、それぞれ次の  
方法により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供給費  
用に整理されており、非離島等供給費用は、それぞれ次の方法によ  
り、給電設備に係る費用 (以下「給電費用」という。)、調定及び集金  
に係る費用 (以下「販売需要家費用」という。) 並びにその他販売費  
用 (以下「一般販売費用」という。) に整理されており、給電費用か  
ら、一般送配電事業等に係る費用 (以下「ネットワーク給電費用」と  
いう。) を抽出することにより整理され、販売需要家費用から、一般  
送配電事業等に係る費用 (以下「ネットワーク販売需要家費用」と  
いう。) を抽出することにより整理され、一般販売費用から、一般送  
配電事業等に係る費用 (以下「ネットワーク一般販売費用」という。  
を抽出することにより整理されている。

② ①の整理により難しい費用は、別表第 2. に定める活動帰属基準又は  
配賦基準により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供  
給費用に配分することにより整理されている。

(別表第2)

|     | 販売費                         |      |
|-----|-----------------------------|------|
|     | 活動帰属基準                      | 配賦基準 |
| 賃借料 | 業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。） | —    |

## 2. 設定した基準

|     | 配 分 基 準                                         |
|-----|-------------------------------------------------|
| 賃借料 | 業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）<br>(活動帰属基準) |

## 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

別表第2の販売費における費用等の項目の配分にあたり、賃借料については、賃借物件だけでなく自己所有物件とも相関があることから、自己所有物件及び賃借物件の合計床面積比を用いることが適切であり、当該費用の発生により関連が見られる「業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）」を設定することとした。